

上野税理士法人 KAIGO ニュース

2012.09.05 号

企画・発行 上野税理士法人

〒108-0074 東京都港区高輪2-6-21

TEL 03-6450-2173

E-mail: info@care-mas.com

FAX 03-6450-2174

http://www.care-mas.com

ネットワーク・結



セミナー
情報

9/12(水) 「経営者と職員が自信を持って仕事をするために！」

平成24年度 実地指導のポイントと準備」

講師：小濱 道博氏 (小濱介護経営事務所 代表)

会場：港区立商工会館【JR 浜松町駅、地下鉄大門駅より徒歩約7分】

平成23年度 介護労働実態調査結果

財団法人介護労働安定センターは、平成23年度の介護労働実態調査結果を発表しました。

これは、17,151事業所を対象に、平成23年10月1日現在として同年11月に調査を行ったものです。(有効回答7,070/41.2%)

この調査結果によると、訪問介護員、介護職員の1年間の離職率は16.1%(前年度17.8%)と改善しました。早期の離職防止や定着促進のために行っている方策は、

「職場内の仕事上のコミュニケーションの円滑化を図っている」・・・63.3%

「労働時間(時間帯・総労働時間)の希望を聞いている」・・・62.0%

「賃金・労働時間等の労働条件(休暇をとりやすくすることも含める)を改善している」・・・56.8%。

従業員の過不足状況については、不足感(「大いに不足」+「不足」+「やや不足」)が53.1%(同50.3%)、「適当」が46.1%(同48.8%)。

また、介護サービスを運営する上での問題点では、「良質な人材の確保が難しい」が50.4%(同48.5%)、「今の介護報酬では人材の確保・定着のために十分な賃金が払えない」が49.8%(同51.5%)と人材確保の難しさが窺えました。

詳細は、【財団法人 介護労働安定センター】
- 平成23年度 介護労働実態調査結果について
http://www.kaigo-center.or.jp/report/h23_chousa_01.html

詳しくはお気軽にお問い合わせください。
info@care-mas.com

滞納、訴訟提起終結の181件全てで国側勝訴

国税庁が公表した平成23年度租税滞納状況によると、新規発生滞納の抑制及び滞納整理の促進により、今年3月末時点の滞納残高は13年連続して減少、ピークの平成10年度の約48%まで低下しました。同庁では、処理の進展が図られない滞納案件については、差押債権取立訴訟や詐害行為取消訴訟といった国が原告となる訴訟を提起したり、滞納処分免脱罪による告発を活用して積極的に滞納整理に取り組んでいます。

原告訴訟に関しては、23年度は170件(前年度200件)の訴訟を提起しました。訴訟の内訳は、「差押債権取立」17件(同25件)、「供託金取立等」6件(同12件)、「その他(債権届出など)」141件(同153件)のほか、特に悪質な事案で用いられる「名義変更・詐害行為」が6件(同10件)となりました。そして、係属事件を含め終結した181件全てで国側が勝訴しています。

また、財産の隠ぺいなどにより滞納処分の執行を免れようとする悪質な滞納者に対しては、滞納処分免脱罪の告発を行うなど、特に厳正に対処しています。同罪の罰則は、3年以下の懲役若しくは250万円以下の罰金に処し、またはこれを併科とされています。23年度は3事案(10人)を同罪で告発しました。

例えば、大阪国税局管内の非鉄金属売買業の滞納法人A社が同罪で告発されています。

A社は法人税等約3,000万円を滞納していましたが、代表者Bは、差押えを免れるため、

(1) A社の預金や売上金を数回にわたりBの親族名義の仮名預金口座に入金、

(2) 国税職員がA社の事務所兼Bの自宅を捜査中に、3階の窓からA社の売上金が入った封筒を他人の敷地に投棄などして、計2,000万円の財産を隠しました。

代表者Bは逮捕・起訴され、懲役1年(執行猶予3年) 罰金30万円が確定しています。